

今後は、災害対策本部設置初動対応手順の中に電話転送設定について明記をして、作業の失念がないよう対応を図ってまいりたいと思っております。

今回の訂正につきまして大変申し訳ございませんでした。

○

日程第1 報告第10号 「大槌町地域防災計画」の修正に係る報告について

○議長（小松則明議員） では、進行いたします。

日程第1、報告第10号「大槌町地域防災計画」の修正に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。防災課長。

○防災対策課長（四戸直紀） 報告第10号「大槌町地域防災計画」の修正に係る報告について、御説明申し上げます。

本案は大槌町行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

別紙資料1を御覧願います。

初めに、計画修正の経緯につきましては、国の防災基本計画及び岩手県の地域防災計画の修正を踏まえまして、両計画と当町の計画との整合を図るため、令和7年6月30日に大槌町防災会議を開催し、計画の修正について承認をいただいたところでございます。

次に、主な修正内容につきましては、国の防災基本計画の修正に伴う令和6年能登半島地震を踏まえた修正として、①被災地の情報収集及び進入方策では、衛星通信を活用したインターネット機器の整備や活用を図ることに加え、道路と生活インフラの連携した復旧に係る連携体制の整備強化を図ることのほか、②の受援体制の整備では、応援職員等に対し宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めることと、③の避難所運営では、温かい食事の提供や快適な就寝、トイレ環境への配慮等を行うことについて加筆いたしました。

裏面を御覧願います。

最近の施策の進展等を踏まえた修正として、総合防災情報システム（SOBO-WE B）を通し、関係機関等と共有ができるよう努めることや、在宅避難者等の支援の方策を検討することについて加筆いたしました。

次に、岩手県の防災施策を踏まえた修正においては、空中偵察等におけるドローンの活用を加筆したほか、土砂災害危険度情報の警戒レベル5の表示について、これまで濃

い紫色で表示していたものを、黒色で示すことに修正いたしました。

次に、当町の防災施策を踏まえた修正では、組織改編による修正及び事務分掌の修正のほか、表記の適正化を図っております。具体的な修正内容につきましては、資料2の新旧対照表を添付しておりますので、御確認のほど、よろしく願いいたします。

説明は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。東梅 守議員。失礼いたしました。東梅康悦議員。

○11番（東梅康悦議員） 昨日までの2日間の一般質問の同僚議員のを聞いていますと、まず避難所の関係で質問が多数ありました。

そこで、まず確認なんです、防災対策課長が避難所の関係で答弁するとき、まずトイレであったり、あるいはエアコンであったりというところで、担当課とまず今後協議したいということの答弁が結構あったと思います。

そこで、まず今回のこの避難所運営のところ、快適な就寝やトイレ環境への配慮等を行うということが追加になったというところで関連して伺いますが、17か所の指定避難所、これは県の部分がこうこう、一つ。そしてまた民間の部分がまず伝承館、そしてまた吉里吉里のお寺の部分があって、残りの14か所はまずほぼ町の所有ということですよ。

そこで、新たにつくられた公共建物に関しましては、下水道との接続がなっていると思うんですが、遠隔にある所の避難所に関しましては、まず下水道の計画外地域ということで、浄化槽対応等になっていると思うんですが、その部分をまず確認させてください。浄化槽対応がどこなのかというところを改めてお願いします。

○議長（小松則明議員） 文化活動所長。

○文化活動交流施設所長（臼澤洋喜） お答えいたします。

まず、浄化槽設置の避難所になりますけれども、ちょっとお待ちください。下水道の通っていない所で浄化槽の避難所という所はかみよ稲穂館だけです。また、蕨打直集会所はくみ取りです。

○議長（小松則明議員） 東梅康悦議員。

○11番（東梅康悦議員） 浄化槽対応がまずかみよ稲穂館ということですが、これ防災計画の資料編です。ここには災害協定の部分があります。この災害協定、例えば古いものであれば釜石市医師会などがあって、この災害協定は東日本大震災を経て、結構民間と

の協定がなされています。令和6年度も何件かありました。

そこで聞くのですが、このトイレの部分なんです、浄化槽にばかり、あるいはそのくみ取りの部分もあるんですが、トイレ、衛生部門において、この協定がなされていないと。当町にも2社、衛生部門を取り扱っている企業があるわけですが、これは必要があるのではないかなと思っております。実際、東日本大震災のときも、衛生企業が結構お手伝いしたというところがありますので、ぜひ災害協定の部分で、そういう部分をやるべきではないのかなと思ってはいますがいかがですか。

○議長（小松則明議員） 防災課長。

○防災対策課長（四戸直紀） ありがとうございます。

確かに東日本大震災のときにも、そういったくみ取り等の課題というところもございましたので、今後そういった協定についても前向きに検討していきたいというふうに思っております。

○議長（小松則明議員） その他ございますか。臼澤良一議員。

○5番（臼澤良一議員） 実は、この資料1の2の主な修正内容の（2）ですね、空中偵察にドローンを活用することとしたとありますが、これは役場に既に備わっているドローンを活用するというのでしょうか。それとも県の防災対策関係機関のドローンを活用すると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（小松則明議員） 防災課長。

○防災対策課長（四戸直紀） お答えをいたします。

現在ドローンの整備については町としての整備はされていないところでございまして、大槌消防署のほうでは今後検討というふうに今なっている段階でございます。

○議長（小松則明議員） 臼澤良一議員。

○5番（臼澤良一議員） 実は、私も環境調査に、もう本当に200グラム以下のドローンを使って使用しているんですが、これはドローンはやっぱり常に、何ですかね、使用していないと、なかなかいざというときに対応できないという、そういうことが考えられると思います。

幸いなことに大槌町内にもドローンを活用して調査をしている方々が多数見受けられます。ですから、町内の方であれば、地形等も大変熟知している方も多いと思いますので、そういう方にも呼びかけて、この計画に位置づけして協力してもらったらいかがでしょうか。御見解をお伺いします。

○議長（小松則明議員） 防災課長。

○防災対策課長（四戸直紀） ありがとうございます。

災害時のドローンにつきましては、能登半島地震においても災害対応にて活用されて、成果も上げているというふうに聞いております。

また、当町でも今後起こり得る災害についてドローンを活用した取組ということは必要であるというふうに捉えておりますので、このドローンの取組、運用等につきましては、議員が御指摘、御提案あった、地域住民とか民間団体の方々と協議を踏まえながら進めていければというふうに思っております。

○議長（小松則明議員） 阿部俊作議員。

○10番（阿部俊作議員） すみません、この新旧対照表3ページ、防災文化の継承について記載がございます。

自然災害伝承碑が持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努めると、修正の部分になっております。これは、私も石碑については結構言ってきましたので、先代の人、いろんな方たちが石に刻んだのは、津波とか災害だけでなく、自然に対する思いというのがありますので、これを適切に復元し、しっかり町民に伝えていってほしいと思いますが、要望で終わります。よろしくお願ひします。よろしいです。

○議長（小松則明議員） 要望ということでよろしいでしょうか。

○10番（阿部俊作議員） はい。

○議長（小松則明議員） 芳賀 潤議員。

○12番（芳賀 潤議員） 白澤議員と同じところなんですけれども、紙に書いた計画を実際有意義なものにするためには訓練しかないと思うんですよね。記憶あるかどうか、町長は記憶あると思うんですけれども、七、八年前に民間ヘリとの災害協定ということで、大槌町が要請すれば民間ヘリ来ますよという協定を結んで、何回か吉里吉里の農村グラウンドから消防署の間を子供たちを乗せたり搬送したりという訓練もしてきました。

このドローンのことで申し上げますと、石川県の災害のときにこの民間ヘリの団体がドローンで水を運んだんですよ。車も行けない所で、何て言うの、孤立した所に。そういうふうな活動が実際始まっているんですよ。

コロナ以来しばらく堤福社会とあかね会と、あと沿岸地区の老人ホーム協議会で、共同で訓練したっていう経緯もあるんですが、こうやって各地にドローンというのがあったり、今消防署にあるドローンで水を運べるっていう機能は多分ないと思うので、実際

どういふうな物があるのかとかを見るだけでも私はいいと思うんですよね。

だから、今拙速に、今年は県の防災訓練が釜石大槌地区であるので今年とは言わないんですが、来年度の予算にでももって、民間ヘリの訓練もしばらくしていないし、実際ドローンで何が運べるのか、何リットルの水がどのように運べるのかっていうようなものを視察しながらやられてはいかがかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明議員） 防災課長。

○防災対策課長（四戸直紀） ありがとうございます。

ドローンの運用につきましても、そういった実際に行っている団体の方々との状況とかを聞きながら、そういった勉強しながら対応を図っていくということは重要だと思っておりますので、来年度に向けてそういった取組ができるように進めていきたいと思えます。

○議長（小松則明議員） 芳賀 潤議員。

○12番（芳賀 潤議員） もう一つなんですけれども、一般質問のやりとりを聞いていた中で、例えばさっきの失念で、電話の切替えを忘れていたので、上で受けられなかったような答弁もあったんですが、それというのは、切替え装置というのはこの本庁舎しかないのか、それとも中央公民館のほうでも切り替える装置があれば、失念とかじゃなくて逃げるのが先ですよ。このマニュアルに沿って、行動で職員がこれやったか、あれやったか、あれやったの、これやったのって言う間に津波来ますよね。だから、最低限の持ち出しは何なのかっていうところで、とにかく逃げた後に、そしたら電話の切替えが上にあったら上で切替えればいいだけの話だと私は単純に思うんですよ。機械のこと分かりませんよ。そういうものもなければ検討していったり、あるのであれば有効活用していった方がいいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（小松則明議員） 防災課長。

○防災対策課長（四戸直紀） お答えいたします。

この切替え作業については、下の庁舎以外にも上の対策本部、中央公民館の電話でも切替えの作業ができるということになっていきますので。ちょっとそれはうちのほうの失念であったという状況でございました。

○議長（小松則明議員） 質疑を終結いたします。

以上で報告第10号を終わります。

○

日程第2 報告第11号 健全化判断比率の状況の報告について

○議長（小松則明議員） 日程第2、報告第11号健全化判断比率の状況の報告についての議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩） それでは、内容について御説明いたします。

別紙、令和6年度健全化判断比率の状況をお開きください。左上段を御覧ください。

実質赤字比率、該当ありません。連結実質赤字比率、該当はありません。実質公債費比率8.5%。将来負担比率、該当ありません。資金不足比率、該当はありません。一般会計、特別会計は赤字決算ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は該当ありません。公債費の償還に充てた一般財源の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率については、普通交付税の増額及び元利償還金の減少等により、対前年比1.6ポイントの減の8.5%となっております。将来負担比率については、基金積立金を充当することで、該当なしとなります。公営企業に係る資金不足比率についても、赤字決算の会計ではありませんので、該当なしとなります。

以上のとおり、健全化判断比率についてはいずれも基準を上回るようなものではなく、問題ないものであります。

以上、御報告いたします。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第11号を終わります。

○

日程第3 議案第42号 大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

○議長（小松則明議員） 日程第3、議案第42号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由等の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論を終結し採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明議員） 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案は、原案に同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○

日程第4 議案第43号 大槌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明議員） 日程第4、議案第43号大槌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳） それでは、内容について御説明をいたします。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

改正後、改正前の第4条第4項を第5項へ繰下げ、第4項に番号利用法に規定されている事務を行う場合において、町が保有する住登外者宛名情報を利用できる規定を追加するものでございます。

住登外者とは、当町以外に住民登録されている人が該当するものでございます。現在、住民基本台帳システム等の基幹業務システムの標準化を進めており、標準システムに実装される住登外者宛名番号管理機能を用いる事務が個人番号の独自利用事務に該当することから、条例で定めるものでございます。

2ページ上段をお願いいたします。

別表第1、一番下の欄になりますけれども、3、町長の欄において、改正後は独自利用事務について、住登外者宛名番号を付番する作業を追加するものでございます。

2ページ及び3ページの別表第2は、各機関が取り扱う事務における特定個人情報について庁内連携できる規定であり、下の欄に住登外者宛名情報を追加するものでございます。

4ページをお願いいたします。

別表第3は町長部局から教育委員会へ住登外者宛名情報を提供できる規定を追加する

ものであります。

また、このたびの改正において、令和元年8月1日に大槌町ひとり親家庭医療費給付条例が廃止され、大槌町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例に統合されたことから、別表第1、別表第2において引用条例の名称等を改めるものであります。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第44号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明議員） 日程第5、議案第44号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳） それでは、内容について御説明いたします。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

第17条は部分休業をすることができない職員の規定であり、短時間勤務を既にしてい
る職員、規則第12条で定める非常勤職員以外は部分休業ができないことを規定していま
す。下線部の改正は、第18条の改正により不要となることから削除するものでございま
す。

第18条は育児休業法第19条第2項第1号の部分休業の承認であり、30分単位で行うこ
と、休業は1日につき2時間の範囲内とすることの規定であります。

次ページをお願いいたします。

第18条の2は、育児休業法第19条第2項第2号の部分休業の承認であり、1時間単位

で行うこと。第18条の3は、第2号部分休業の1年の期間を毎年4月1日から翌年3月31日と規定するものでございます。第18条の4は、第2号部分休業の時間を非常勤職員以外は77時間30分、非常勤職員は勤務日1日当たりの時間に10を乗じた時間としております。

次ページをお願いいたします。

第19条は部分休業における給与の取扱いの規定、第20条は部分休業の取消しについて、第21条は妊娠、出産についての申出があった場合において育児休業措置の制度等の周知の規定、第22条は勤務環境に関する措置の規定であります。

4ページをお願いいたします。

附則第1項、この条例は令和7年10月1日から施行する。第2項は、第18条の4で規定する第2号の部分休業の時間について、令和7年10月1日から令和8年3月31日までそれぞれ38時間45分に5乗じた時間とすることの規定であります。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

- 議長（小松則明議員） 質疑に入ります。菊池忠彦議員。
- 3番（菊池忠彦議員） 出産等によるこの育児休業に関して少し二、三伺いたいんですけども、例えばこういった育児休業を取得する職員の方が重なって育児休暇、休業を取った場合、例えば業務の停滞を防いだり、仕事量が、他の職員の方々が仕事量が増えるといった、そういった何かしらの対策であったり、職員の配置であったり、また職員の確保というのは、何かしら定められているのでしょうか。
- 議長（小松則明議員） 総務課長。
- 参事兼総務課長（藤原 淳） 育児休業を希望する職員の申出等があった場合、所属長等を通してその体制状況等を確認するわけですけども、その中で人間的にやはり無理がある場合等々あります。そういった場合、会計年度任用職員の採用でその期間を対応するとか、そういった対応を今進めているところでございます。
- 議長（小松則明議員） 菊池忠彦議員。
- 3番（菊池忠彦議員） そうなると、当然そこに予算がかかってくると思うんですけども、そのバランスですね。そこがうまく職員の配置と、そういう会計年度任用職員を使う場合の予算の配置など、そういうバランスというか、適切なんではないでしょうか。その辺というのは、そういうケースがこれまであったかどうかちょっと存じないんですけども。これまでそういう会計年度任用職員を使って、そういう職員の穴を埋めるという部

分に関して、それは適切な予算の配置、予算配分というふうに、その辺はどのように捉えているのでしょうか。

○議長（小松則明議員） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳） 人件費にかかる予算措置についても、毎年度人数等を想定しながら予算措置はしております。若干急に職員が必要になった場合等も想定して、予算措置をする際に少しかさ上げたような状態で予算措置をして、必要なときに柔軟に対応できるような体制を、対応は取っているつもりでございます。

また、実績等につきましても、これまでも会計年度任用職員を充てるといった実績もありますし、今年度もこれからそういった部署が出てくるので、そういった対応する予定でございます。

○議長（小松則明議員） 菊池忠彦議員。

○3番（菊池忠彦議員） 了解しました。

仕事の部分なんですけれども、例えば業務のDX化が、そこにどのように職員の仕事量が増えることによって、やはりDX化の部分で、いかに効率的に仕事はかどるように、適切にいくように何かしらその具体的な取組があるのであれば、ちょっとお知らせ願いたいんですけれども。

○議長（小松則明議員） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳） 業務のDX化ですけれども、現在進めているのは、全国的に進めている基幹システムの標準化作業を進めていて、ほぼ今年度中には終わる。一部機能については来年度までかかるという見込みで進めております。

そのほかに実際に今やっている業務についても、先立ってフロントヤード改革といって受付関係、申請関係の部分についてはオンライン申請等ができる環境を徐々に構築しております。それに加えて、今度はバックヤード改革、実際にこの職員が申請を受けた際、後に行う業務等についての改革についても、来年度以降具体的に進めていく予定で今進めているところでございます。

また、計画についても、これからということにはなりますけれども、自治体DXについては、必要な取組というふうに承知しておりますので、やっていきたいと思っております。

○議長（小松則明議員） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第6 議案第45号 大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（小松則明議員） 日程第6、議案第45号大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳） それでは、内容について御説明いたします。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

第15条は、第17条の追加に伴う条ずれが生じることから、その修正であります。

第17条は妊娠または出産等について、職員から申出があった場合における措置等でございます。職員から妊娠または出産の申出があった場合に、仕事と育児との両立に係る制度を周知すること、制度の利用意向の確認等の規定であります。

次ページをお願いいたします。

第2項は、3歳に満たない子を養育する職員に対して仕事と育児との両立に係る制度に関する周知の規定、第3項、第4項は、申出があった場合、職員の意向への配慮、不利益な取扱いを受けないようにすることの規定であります。

附則、この条例は令和7年10月1日から施行する。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第45号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第46号 災害の記憶を風化させない事業基金条例の一部を改正する
条例について

○議長（小松則明議員） 日程第7、議案第46号災害の記憶を風化させない事業基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。文化活動交流施設所長。

○文化活動交流施設所長（臼澤洋喜） それでは、内容について御説明いたします。

別紙、新旧対照表を御覧願います。

大槌町鎮魂の森あえーるが本年8月5日に供用開始したことに伴い、下線の「鎮魂の森の公園造成及び」の部分を削除するものです。続きまして、民宿あかぶの後に続く「と」の部分を「及び」に変更し、観光船はまゆりに続く「による津波伝承事業」の部分を「活用した震災伝承事業」に変更するものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第46号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第47号 大槌町議会議員及び大槌町長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明議員） 日程第8、議案第47号大槌町議会議員及び大槌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。選挙管理委員

会事務局書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（小笠原純一） それでは、内容について説明いたします。

次ページの新旧対照表 1 ページをお開き願います。

上段、第 8 条は選挙運動用ビラの作成単価に係る改正であり、公費負担できる 1 枚当たりの単価の上限を、改正前 7 円 73 銭とあるものを、改正後は 8 円 38 銭に改めるものがあります。下段、第 11 条は、選挙運動用ポスターの作成単価に係る改正であり、公費負担できる 1 枚当たりの単価の上限を、改正前 541 円 31 銭とあるものを、改正後は 586 円 88 銭に改めるものであります。

2 ページをお開き願います。

附則として施行期日は公布の日からとし、この条例の公布日以後、その期日を告示される選挙について適用しようとするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第 47 号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第 9 議案第 48 号 訴えの提起について

○議長（小松則明議員） 日程第 9、議案第 48 号訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋） それでは、内容について御説明いたします。

1、相手方、岩手県上閉伊郡大槌町大ケロー一丁目 1 番 14 号、大ケロー一丁目町営住宅 E の 2。個人相続財産です。

2、訴えの要旨。相手方に対し、住宅の明渡しを求める。

3、訴えの提起の理由。入居者死亡後、住宅内に所有物と見られる動産が残っており、相続人不存在であることから、住宅の返還に至っていないため。

4、その他。必要に応じ上訴、和解、その他必要な措置を行うことができるものとす

る。

次ページの資料を御覧ください。

1、事件名。建物明渡請求事件。

2、訴訟当事者。原告、岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号、大槌町。被告、岩手県上閉伊郡大槌町大ケロー丁目1番14号大ケロー丁目町営住宅Eの2、個人相続財産。

3、明渡し請求物件。大ケロー丁目町営住宅Eの2。

4、請求の要旨。1、被告は原告に対し、上記建物を明け渡す。2、訴訟費用は被告の負担とする、との判決並びに仮執行宣言を求めるものです。

5、請求の原因については記載のとおりです。

裏面をお願いします。

なお、本件住宅内には現在も個人の所有物と見られる動産が残っており、これらが撤去されない限り、本件住宅を再度町民の住居の用に供することができないことから、本訴えを提起するものであります。本件の被告となるべきものは個人の相続財産であるため、訴えの提起に合わせ、特別代理人の選任申立てを予定しています。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第49号 訴えの提起について

○議長（小松則明議員） 日程第10、議案第49号訴えの提起について議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋） それでは、内容について御説明いたします。

1、相手方。岩手県上閉伊郡大槌町上町10番17号上町第2町営住宅Cの1、個人相続財産です。

2、訴えの要旨。相手方に対し、住宅の明渡しを求める。

3、訴えの提起の理由。入居者死亡後、住宅内に所有物と見られる動産が残っており、相続人不存在であることから、住宅の返還に至っていないため。

4、その他。必要に応じ、上訴、和解、その他必要な措置を行うことができるものとする。

次ページの資料を御覧ください。

1、事件名。建物明渡請求事件。

2、訴訟当事者。原告、岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号、大槌町。被告、岩手県上閉伊郡大槌町上町10番17号上町第2町営住宅Cの1、個人相続財産。

3、明渡し請求物件。上町第2町営住宅Cの1。

4、請求の要旨。1、被告は原告に対し、上記建物を明け渡す。2、訴訟費用は被告の負担とする、との判決並びに仮執行宣言を求めるものです。

5、請求の原因については記載のとおりです。

裏面をお願いします。

なお、本件住宅内には現在も個人の所有物と見られる動産が残っており、これらが撤去されない限り、本件住宅を再度町民の住居の用に供することができないことから、本訴えを提起するものであります。

本件の被告となるべきものは個人の相続財産であるため、訴えの提起に合わせ、特別代理人の選任申立てを予定しています。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第49号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第50号 町道の路線変更について

○議長（小松則明議員） 日程第11、議案第50号町道の路線変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋） それでは、内容について御説明いたします。

今回御審議いただく路線は、町道の終点を変更する1路線です。今回変更する1路線について御説明申し上げます。

路線番号、2,418号。路線名、中山2号線。起点は大槌町金沢第7地割44番。終点は大槌町金沢第9地割119番を、大槌町金沢第9地割116番5に変更するものです。位置については変更路線図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時まで休憩いたします。

休 憩

午前10時49分

○

再 開

午前11時00分

○議長（小松則明議員） 再開いたします。

○

日程第12 議案第51号 令和7年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（小松則明議員） 日程第12、議案第51号令和7年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩） それでは、内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

10款地方交付税、補正額670万9,000円の増は、公共交通路線バス運行費及び有害鳥獣捕獲事業に係る特別交付税であります。

14款国庫支出金、補正額122万9,000円の増は、障害者総合支援事業費補助金等であります。

15款県支出金、補正額68万7,000円の減は、不登校等対策推進事業費補助金の減であります。

18款繰入金、補正額2,313万7,000円の増は、ふるさとづくり基金繰入金等であります。

19款繰越金、補正額9,187万6,000円の増は、前年度繰越金であります。

20款諸収入、補正額1,175万5,000円の増は、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金返還金であります。

2 ページをお願いします。

歳出。

1 款議会費、補正額335万1,000円の減は、職員人件費であります。

2 款総務費、補正額6,803万7,000円の増は、国際交流促進支援事業補助金及び新築住宅取得に係る移住定住促進補助金等であります。

3 款民生費、補正額2,535万6,000円の増は、令和6年度実績額確定に伴う国庫及び県補助金返還金等であります。

4 款衛生費、補正額837万8,000円の増は職員人件費及び令和6年度実績額確定に伴う国庫及び県補助金返還金等であります。

6 款農林水産業費、補正額323万4,000円の増は、鳥獣生息環境管理業務委託料等であります。

7 款商工費、補正額572万3,000円の増は、職員人件費であります。

8 款土木費、補正額1,420万5,000円の増は、町道等維持管理修繕業務委託料及び町道舗装維持修繕工事等であります。

9 款消防費、補正額200万円の増は、民間避難施設強化促進補助金であります。

3 ページをお願いいたします。

10款教育費、補正額1,043万7,000円の増は、姉妹都市生徒間交流事業に係る人材育成基金事業助成金及びコーディネート業務委託料等であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,401万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億4,613万9,000円とするものです。

以上、御審議よろしくお願いいいたします。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。

6ページをお開きください。

歳入。

10款地方交付税1項地方交付税。進行いたします。

14款国庫支出金2項国庫補助金。進行いたします。

15款県支出金2項県補助金。進行いたします。

18款繰入金1項特別会計繰入金。進行いたします。

2項基金繰入金、7ページ上段まで。進行いたします。

19款繰越金1項繰越金。進行いたします。

20款諸収入4項雑入。

歳入を終わります。

歳出に入ります。

8ページ。

1款議会費1項議会費。進行いたします。

2款総務費1項総務管理費、9ページ上段まで。菊池忠彦議員。

○3番（菊池忠彦議員） 負担金、補助及び交付金、公共交通路線バス運行費補助金のところで伺いたいと思います。

今回補助金を支出するに当たって、どのような理由で補助金交付に至ったか、その辺をお知らせいただきたい。

○議長（小松則明議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩） お答えいたします。

この補助金については町民バスの運行経費の補助金となります。町民バスの車両で、エンジンの載せ替えが必要な修繕があるということで、その分の経費を計上したものであります。

○議長（小松則明議員） 菊池忠彦議員。

○3番（菊池忠彦議員） そうなると、修理関係ということになると思うんですけども、この町民バス、やはり運賃収入ではなかなか運行維持するというのは難しいと思うんですけども、この辺何か、例えば今回エンジン載せ替えの部分に関して、これが将来的に載せ替えることによって新しく更新するということではなくて、この補助金を出して

載せ替えすることによってどれぐらい車が維持できるんでしょうか、バスが。

○議長（小松則明議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩） お答えいたします。

町のほうで運行事業管理しているわけじゃないので、なかなか答えづらいですけども、まず使える普通バスというと、距離数がかなりトラックと同じような距離数は可能だと思っていますので、その辺の距離を勘案しながらというのはヒアリングの中では聞いております。

○議長（小松則明議員） 菊池忠彦議員。

○3番（菊池忠彦議員） 更新ではなくて修理ということに至ったことで、いわゆるその費用対効果、修理が更新より安く済むからということでは多分ないと思うんです。本来これだけの金額をかけて修理するのがいいのか、それとも一気に更新、今後維持管理に関して更新するのがいいか、その辺は多分事業者の判断だと思うんですけども、まずこの補助金を出すことによって、車両がどれだけでもつかということが今後注視したいというふうに思っているんですけども、何かコメントがあれば。

○議長（小松則明議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩） お答えいたします。

まず、町民バスについては、公共交通という中での町民の足だということを確保しなきゃないということもありますので、その辺は事業者と情報交換を密にしながら、今後の公共交通についても考えていきたいと思っております。

○議長（小松則明議員） 質疑を終結いたします。失礼いたしました。

2項徴税费。進行いたします。

3項戸籍住民基本台帳費。

10ページに移ります。

4項選挙費。進行いたします。

5項統計調査費。進行いたします。

7項地方創生費。進行いたします。芳賀 潤議員。

○12番（芳賀 潤議員） この移住定住の新築住宅取得の700万円の内容について、お知らせください。

○議長（小松則明議員） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（太田信博） お答えいたします。

移住定住促進補助金なんですけれども、こちらのほうは新築に係る補助金となっております。補助金の中身は基礎金が移住者と定住者でそれぞれ区分がありまして、50万円を基本として、そのほか加算金といたしまして、町内業者であったりとか、あと区画整理や防集団地の町有地に建設する建物、それと子育て世帯であったりとか、あと土地取得、そういったものにそれぞれ区分がございまして、それを合わせた金額を新築された方に交付するものでございます。

今回の補正につきましては一応見込みといったところで、もう現に現予算のほう、もう使い切った状態でありましたので、同じぐらいの規模、大体3件から4件ほど見積もった金額を補正額として上げさせていただいております。

○議長（小松則明議員） 芳賀 潤議員。

○12番（芳賀 潤議員） 今の答弁だと、建てる世帯によって区分が、子供がいたりとか、いろいろ単価が違う。1件当たりの幾らというのは出ないけれども、単純に3件か4件で700万円で割り返せば、二、三百万円っていう話になって、3件から4件。当初予算でもって、それがオーバーしてきたので積み増しだということは、町内に今か今年度っていうのかな、6件、7件ぐらいの、こういう移住定住の関係で、移住定住でそれだけ新築があるっていう話に聞こえたんで、それで間違いないですか。

○議長（小松則明議員） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（太田信博） お答えいたします。

こちらのほうは定住のほうもございまして、事前申請、相談ベースでもう既に2件ほど相談を受けている状況でございます。

○議長（小松則明議員） 芳賀 潤議員。

○12番（芳賀 潤議員） 移住定住にも結構な委託料を払って活動してもらっている。これはこの成果だっというふうに捉えてよろしいんですか。それとも、移住定住で来た人がダイレクトに相談が来てなのか、そこら辺の関係性がもし分かれば教えてください。

○議長（小松則明議員） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（太田信博） お答えいたします。

こちらの制度、令和4年度から制度が始まりまして、当初は1件程度だったんですけども、令和5年度には全体で8件、昨年度につきましては7件の申請がありました。現在も既に件数が結構増えてきている状況で相談等もあります。そういった中を見ると、ほかの事業の成果というか、そういった効果もあるんじゃないかなというふうには捉え

ているところでございます。

○議長（小松則明議員） 進行いたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費、11ページ上段まで。進行いたします。

2 項児童福祉費。進行いたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、12ページ下段まで。進行いたします。

2 項清掃費。進行いたします。

6 款農林水産業費 1 項農業費。山崎 充議員。

○2 番（山崎 充議員） 有害鳥獣の件でちょっと確認とお伺いしたいことなんですけれども、9月1日から町なかでの発砲が条件がそろえばオーケーになりましたよということなんですけれども、大槌町では町なかでの発砲はもうできるんでしょうか。お伺いします。

○議長（小松則明議員） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤原英志） 議員の御質問にお答えいたします。

国の制度の施行で9月1日から町のほうで責任を持って対応することで、町の中で発砲することはできるんですが、これから9月、10月、県のほうで卓上訓練とか現場訓練とかそういうことを行いまして、それからの対応になると思います。ただ、来たからすぐ撃つとかではなくて、これまでどおり追い払いのわなを仕掛けたりして、どうしても難しい場合は発砲ということになると考えております。

○議長（小松則明議員） 東梅康悦議員。

○11番（東梅康悦議員） まず今年の天候は本当に水不足、雨が降らないということで、大きく降る部分も災害ですが、ある意味この乾燥も災害だというふうに認識しております。そこで渴水しているんですが、小鏈川を見ても大槌川を見ても、まず中流から水がないという状況です。私の記憶では自分が小学校のあたり、今から50年ぐらい前なんですけど、そういうときがあったと記憶しています。

水がないということで、各農家それぞれ工夫しております。例えばポンプを買ったり、あるいは発電機を買ったりというような方法でまず対応してる場合もあるんですが、そういう場合、まず災害というような認識の中で、町ではそういう部分に対して、どういうふうにまず対応して応援するのかなというところを確かめたいと思います。

○議長（小松則明議員） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤原英志） 議員の御質問にお答えいたします。

本当に渇水状態、非常に困っているところでございます。本当に災害級のような渇水が今続いているなど思っているところでございます。

町では大槌町の農産物生産補助金という独自の補助金を持ってございまして、こちらのほうで補助金上限20万円で2分の1という補助メニューがございまして、そちらのほうで発電機とか、あとポンプとか、そういう購入のところの支援をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（小松則明議員） 東梅康悦議員。

○11番（東梅康悦議員） これはまず当町だけではなく岩手県でもそうなんですが、岩手県においても、例えば今回のこの渇水対策ということで、8月になってからその会議を持ったようで、その事業をまず行うということなんですが、岩手県のメニューでは個人は駄目だよと。例えば団体、水利組合とか、あるいはその多面的な団体をまず対象にして、個人の部分は対応できないということでありまして。もちろん町内を見ますと、まず団体に属している部分もありますし、団体に属してない部分もあると。そういう場合に個人の部分はどういうふうにしていくのか。先ほど町単の振興補助金で対応するという答弁だったんですが、併せて再度その部分確認させてください。

○議長（小松則明議員） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤原英志） 議員の御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃっているとおり、国、県の制度については、その団体が水路のほうに水を流してみんなで使う水利組合に対しては支援というか補助を行うという制度になってございました。

よって、個人の方々がそこはちょっと外れるところがございまして、その部分については大槌町の農産物生産振興補助金のほうでそこをすくい上げて支援のほうしてみたいと考えているところでございます。

○議長（小松則明議員） 東梅康悦議員。

○11番（東梅康悦議員） 先ほど、前段50年前という話をしましたが、この水不足、岩手県だけではなく、結構他県でもそういう部分があります。農業新聞なんですが、例えば他県の取組としてコンクリートのミキサー車、それに水をくんで行って、何台配ったか分からないんですが、そういう対応をしたところもありますし、また、消防のポンプを使った中で水の供給ということをした所もあるように新聞では掲載されておりました。

過去では当町においても消防の部分を使ったという歴史があるように聞いています。

消防となれば火災とかというときにまず使うものだと思うんですが、そういうものを含めた中で対応できるのかどうかというところをまず検討していただきたいというのが一つ。

そしてまた、あるいは業者がありますよね。業者は、まず発電機を持っているし、あるいはそのポンプを持っていると。そういう業者との連携。先ほど災害時の協定という話をしましたが、やはりこういう場合も協定なんかを結んだ中で、珍しいことだとは思いますが、準備したほうがいいんじゃないかというところをまず私考えています。

今その業者の部分のポンプとか発電所の協定であったり、あるいは消防の部分のポンプの利用なんか、その部分につきまして、何かお考えがあるのであれば、まず聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小松則明議員） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤原英志） 議員の質問にお答えいたします。

まず、消防ポンプにつきましては、火災対応を目的とした装備であり、農業用水の確保は本来の目的外使用になります。渇水時には応急措置として消防ポンプ車を活用した場合、他市町村の事例も確かに報道されているところも認知しております。目的外使用は消防活動の影響や機材の負荷を懸念されることから常態的な手段としては困難であるかなと認識しております。まずは既存の補助制度や水利組合の取組を投じて対応を図って、消防ポンプ車の使用はあくまでも最終的な緊急措置ということで、関連課と協議の上判断してまいりたいと考えているところでございます。

他市町村の取組、協定とか、そちらのやっぱりよいところは積極的に取り入れながら、農家の方々とうまく話しながら、一番いい状況、どういうふうなのが望ましいかというのを話し合いながら今後対応してまいりたいと考えております。

○議長（小松則明議員） お願いいたします。

3項水産業費。進行いたします。

7款商工費1項商工費。進行いたします。

8款土木費1項土木管理費。進行いたします。

14ページ。

2項道路橋梁費。進行いたします。

5項住宅費。進行いたします。

9款消防費1項消防費。進行いたします。

10款教育費 1項教育総務費、15ページ中段まで。進行いたします。

3項中学校費。進行いたします。

5項社会教育費、16ページ中段まで。進行いたします。

6項保健体育費。

歳出を終わります。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第52号 令和7年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明議員） 日程第13、議案第52号令和7年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（小笠原純一） それでは、内容について説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

説明にあつては、款、補正額及びその内容の順に説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

9款繰越金61万2,000円は前年度繰越金であります。

2ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費23万円は、システムの標準化に伴う端末のセットアップ費用であります。

9款諸支出金38万2,000円は、前年度交付金の精算に伴う返還金であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,029万8,000円とするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入。一括します。進行いたします。

6ページ。

歳出。一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第53号 令和7年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）
を定めることについて

○議長（小松則明議員） 日程第14、議案第53号令和7年度大槌町介護保険特別会計補正
予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。長寿社会課長。

○参事兼長寿社会課長（岡本克美） それでは、内容について御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

説明については他会計と同様でございます。

歳入。

5款県支出金112万円は、令和6年度事業精算に伴う追加分の介護給付費県負担金であります。

8款繰越金3,206万1,000円は、前年度繰越金でございます。

9款諸収入121万4,000円は、生活支援体制整備事業の非課税による消費税返還分でございます。

2ページをお開きください。

歳出。

5 款基金積立金1,686万4,000円は、令和6年度事業精算に伴い介護保険料等の余剰分を介護保険給付費準備基金に積み立てるものでございます。

7 款諸支出金1,753万1,000円は、令和6年度事業精算に伴う国庫、県、町への返還金等でございます。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,439万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億2,870万4,000円とするものでございます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。

歳入。一括します。

歳入を終わります。

6 ページ。

歳出。一括します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第54号 令和7年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明議員） 日程第15、議案第54号令和7年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（小笠原純一） それでは、内容について説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

説明に当たっては、款、補正額及びその内容の順に説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

3 款国庫支出金264万円は、令和 8 年度より始まる子ども・子育て支援金の徴収に係るシステム改修費の国庫補助金であります。

6 款繰越金36万8,000円は前年度繰越金であります。

2 ページをお開き願います。

歳出 1 款総務費264万円は、令和 8 年度から始まる子ども・子育て支援金の徴収に係るシステムの改修費であります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金24万7,000円の増は、後期高齢者医療広域連合納付金の前年度繰越金であります。

3 款諸支出金12万1,000円の増は、前年度事務費繰入金の確定に伴う一般会計繰出金であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億6,452万6,000円とするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。

歳入。一括します。

歳入を終わります。

6 ページ。

歳出。一括します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第 1 6 認定第 1 号 令和 6 年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 7 認定第 2 号 令和 6 年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認

定について

日程第18 認定第3号 令和6年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第4号 令和6年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第5号 令和6年度大槌町水道事業会計決算の認定について

日程第21 認定第6号 令和6年度大槌町下水道事業会計決算の認定について

○議長（小松則明議員） 日程第16、認定第1号令和6年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第21、認定第6号令和6年度大槌町下水道事業会計決算の認定についてまで、決算6件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決算6件の審査につきましては、大槌町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員により決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明議員） 御異議なしと認めます。よって、決算6件の審査については議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。決算特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明議員） 御異議なしと認めます。よって、審査終了まで本会議を休会することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長を互選するまで、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員の臼澤良一議員に臨時委員長の職務をお願いいたします。本会議を休会いたします。

散 会 午前11時33分

